

【改正案】

大分県公共工事請負契約約款

第一条 ～ 第三十六条 (略)

(前払金の使用等)

第三十七条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成二十八年四月一日から令和五年三月三十一日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和五年三月三十一日までに、払出しが行われるものについては、前払金の百分の二十五を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第三十八条 ～ 第六十三条 (略)

【現 行】

大分県公共工事請負契約約款

第一条 ～ 第三十六条 (略)

(前払金の使用等)

第三十七条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成二十八年四月一日から令和四年三月三十一日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和四年三月三十一日までに、払出しが行われるものについては、前払金の百分の二十五を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第三十八条 ～ 第六十三条 (略)